

## 基本的な考え方

### 1 基本計画の策定趣旨

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとして、1948（昭和23）年に国連総会で世界人権宣言が採択されました。この宣言の理念を踏まえ、人権関係諸条約の採択、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年の設定など、国連を中心として人権確立に向けた国際的な取組が進められてきました。我が国においても、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定、あるいは人権に関する法的整備が進められるなど人権確立・擁護への取組が進展しています。

本県においては、1997（平成9）年に「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が制定され、翌1998（平成10）年には、本県の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画を策定しました。2001（平成13）年3月に策定した奈良県新総合計画後期実施計画においては、県政運営の主要な柱として「人権政策の推進」を位置づけ、全庁的に人権尊重を基本とする諸施策の推進に取り組んできたところです。

また、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、地域社会、学校、職場などで、多くの人々や機関・団体によって、同和教育及び啓発活動に関する多様な取組が進められ、多くの成果をみてきたところです。そして、今日、人権教育・啓発としてさらに発展をみせています。

しかしながら、今なお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等にかかわる人権問題が存在しています。また、インターネット等を悪用した人権侵害やドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待が顕在化しています。さらに、急速な社会の進展・変化と、多様化した価値観の中で、多くの人々が、他者との人間関係づくりにとまどいやストレスを感じている状況も見られます。

すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのために人権教育・啓発の取組はますます重要なものとなってきます。また、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくりが求められています。

そこで、「人権教育のための国連10年」及び同奈良県行動計画の最終年を迎え、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、引き続き「県民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、「人権という普遍的文化の創造を目指す」という「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画の基本理念等を受け継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として、「人権施策に関する基本計画」を策定するものです。

## 2 基本理念

人権とは、人間の尊厳と自由と平等に基づいて、豊かな自己実現を図っていくために、すべての人が持っている侵されることのない永久の権利であり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されているものです。また、人権は長い歴史の中で、人間の尊厳と自由・平等を求める多くの人々の不断の努力によって、獲得・確立されてきたものです。

本基本計画においては、県民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念とします。それは、県民一人ひとりが、他者との関係、あるいは社会との関係の中で、個の尊厳が大切にされ守られる社会づくりを目指すもので、次の視点に配慮することが肝要です。

### (1) 個性や能力が発揮できる社会づくり

すべての人は、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、生きるということ了他者との関係のなかで捉え、自信を持って自己表現し、豊かな自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そして、そのためには、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮する機会が保障されなければなりません。

### (2) 違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

社会は、個性や価値観、言語や風習、民族や国籍など、さまざまな人々の多様性から成り立っています。ところが、社会には、多様性を認めず同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生み、人間の尊厳を傷つけ自己実現を阻んでいる場合も少なくありません。また、差別意識に縛られることは、人間関係の広がりを断ち切り、自らの生き方を狭めることにもつながっていきます。

だれもが豊かに生きるために、一人ひとりの違いをありのまま受け入れ、互いの個性や特性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う共生の社会づくりが重要です。

### (3) 自己の存在を確かめることができる社会づくり

人間は、個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。家庭や地域、職場など社会のさまざまなつながりの中で、他者とかかわることを通し

て自己の存在を確かなものとして自覚していきます。生きる喜びや幸せも、支え合い共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、だれもが身近な関係だけにとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して社会とのつながりを強化していく取組が求められます。さまざまな人々と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。

### 3 基本計画の性格

- (1) 基本計画は、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」、奈良県新総合計画後期実施計画及び「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画等を踏まえ、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、県のさまざまな施策の取組にあたっては、この基本計画を尊重し推進することとします。
- (2) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとしてします。
- (3) 県民をはじめ国、市町村、関係機関、企業、NPO等の民間団体などに対して県の人権施策の基本方向を示し、理解と共通認識を得ることで、豊かな人権文化の創造に向け、それぞれの主体的取組及び協働による取組を促すものです。
- (4) この基本計画は、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

#### (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

県の全部局が、豊かな人権文化の創造を目指し、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「環境」等のあらゆる分野において、個の尊厳とノーマライゼーションの理念に基づく「まちづくり」や社会生活上の物理的・制度的・心理的な障壁をなくす「バリアフリー化」などを総合的・計画的に推進するなど、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。

同時に、職員一人一人は、人権を自分自身の問題として捉え、常に職務や研修を通して、人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行

政の推進者として、「公正な判断・誠実な対応・明朗な手順」により、職務を遂行します。

(2) 人権教育・啓発の推進

県民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進

県民一人ひとりが日々の暮らしの中で、人権を自分の問題として捉え直し、主体的に具体的な取組や実践につなげていくことが、豊かな人権文化を築くことへの第一歩になります。

そのためには、家庭・地域社会、学校、職場などあらゆる場において、日本国憲法、世界人権宣言や人権関係諸条約等の精神や内容を学ぶとともに、自他を尊重し、科学的・客観的なものの見方や考え方により、公正に判断して課題を解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

県においては、県民自らが積極的に人権に関する学習に取り組むことができるよう学習機会の提供など、学習環境の整備に努めます。

同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

本県の同和教育は、同和問題に起因する長欠・不就学の解消への取組からはじめられ、教育を受ける権利を保障する「人権としての教育」を具体化するものでした。その営みは、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育む取組として進められ、同和問題の解決だけでなく、さまざまな人権問題についての理解・認識を深める教育として広がり、同和問題啓発活動とあいまって、人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図るうえで、大きな役割を果たしてきました。

子どもたち一人ひとりの現実から教育課題をとらえ具体的な実践を進めてきた同和教育の営みや行政・教育・関係団体等が有機的に連携して進めてきた取組は、今後も大切にしていかなければなりません。

これら本県で長年培われてきた取組を踏まえるとともに、国内外で展開されている多様な取組にも学び、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていくこととする態度の育成を図りながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、さらに広く豊かな人権教育・啓発の推進に努めます。

(3) 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談・支援活動は、人権教育・啓発と並んで、重要な取組課題です。また、県民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重

要です。そのため、国、市町村やNPO等の民間団体との連携・協働を図りながら、相談・支援に関する取組の充実に努めます。

(4) 国、市町村、関係機関・団体等との連携・協働

あらゆる機会や場を通じて、人権尊重の精神が基盤となった社会づくりを進めるため、国、県、市町村、関係機関・団体等が相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化するとともに、行政、企業、NPO等の民間団体などがそれぞれの主体性を尊重しながら連携・協働の推進に努めます。